

地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス 長期入居利用料金表

2026年4月1日現在

1ヶ月の利用料金（30日での計算です）①(介護サービス費)+②(食費+居住費)+別表1

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	第1段階	64,610円	67,104円	69,738円	72,303円	74,761円
	第2段階	67,310円	69,804円	72,438円	75,003円	77,461円
	第3段階 ①	89,810円	92,304円	94,938円	97,503円	99,961円
	第3段階 ②	111,110円	113,604円	116,238円	118,803円	121,261円
	第4段階	150,560円	153,054円	155,688円	158,253円	160,711円
2割負担		179,771円	184,759円	190,027円	195,156円	200,073円
3割負担		208,982円	216,463円	224,366円	232,059円	239,435円

○ ①、②の詳細については下記説明を御覧ください。

※ 1割負担の利用者負担段階の区分及び対象者については「②食費・居住費」の説明をご参照ください。

上記以外に以下の料金が追加されます。

○ご入居者の状態に応じて、排せつ支援加算・褥瘡マネジメント加算を算定致します。(金額は月額です)

	排せつ支援加算			褥瘡マネジメント加算	
	(I)	(II)	(III)	(I)	(II)
1割負担	約11円	約16円	約21円	約4円	約14円
2割負担	約21円	約31円	約41円	約7円	約27円
3割負担	約31円	約47円	約62円	約10円	約41円

・排せつ支援加算は(I)～(III)のいずれか、褥瘡マネジメント加算は(I)(II)のいずれかを算定します。

○ご入居者の状態に応じて、認知症専門ケア加算(I)認知症チームケア推進加算(II)経口維持加算(I)を算定致します。(金額は月額です)

	認知症専門ケア加算(I)	認知症チームケア 推進加算(II)	経口維持加算(I)
1割負担	約90円	約124円	約411円
2割負担	約180円	約247円	約822円
3割負担	約270円	約370円	約1,233円

料金の内訳(説明)

① 介護サービス費(30日計算)

サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	29,210円	31,704円	34,338円	36,903円	39,361円
2割負担	58,421円	63,409円	68,677円	73,806円	78,723円
3割負担	87,632円	95,113円	103,016円	110,709円	118,085円

記載金額には以下の加算が含まれています。

看護体制加算(I)イ、(II)イ・日常生活継続支援加算(II)・個別機能訓練加算(I)、(II)・夜勤職員配置加算(II)イ
科学的介護推進体制加算(II)・生産性向上推進体制加算(II)・介護職員等処遇改善加算(I)・精神科医師定期的療養指導加算
協力医療機関連携加算・高齢者施設等感染対策向上加算(I)・ADL維持等加算(I)

※利用者負担(①)が一定の上限額を超える場合は、超えた金額が高額介護サービス費として還付されます。

高額介護サービス費の所得区分と負担の月額上限

区分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を非課税	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額合計が 年間80万円以下の方	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

※対象者にはハガキにて通知されます。また初回のみ申請が必要です。

② 食費・居住費（利用者負担段階別）

利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
	1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	35,400円
第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	38,100円
第3段階 ①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	60,600円
第3段階 ②	1,360円	40,800円			81,900円
第4段階	1,445円	43,350円	2,600円	78,000円	121,350円

特定入所者介護サービス費（下表）の支給申請をすることで負担限度額が適用されます。

特定入所者介護サービス費による利用者負担段階の区分及び対象者

	対象者	預貯金額（）内は配偶者がいる場合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給している方 	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が右の範囲に該当する方 	80万円以下
第3段階 ①		80万円超 120万円以下
第3段階 ②		120万円超
第4段階	上記以外の方	500万円（1500万円）以下

※世帯の全員とは世帯を分離している配偶者も含まれます。

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

（参考）社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人（一部の市町村等を含む）が運営する施設等で提供する介護（予防）サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度を受けることができます。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑥の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること ② 世帯全員の年間（8月から翌年7月まで）収入見込額（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※生命保険の満期保険金、資産の売却金、その他配当金等、一時的な収入も含まれます。 ③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④ 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと ⑤ 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下のような場合は軽減の対象となりません。 ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を越える場合（固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください） ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 ⑥ 介護保険料を滞納していないこと 	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

別表 1

※居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付	用紙代等	10円/枚
②日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費 診療費・調剤薬局代・インフルエンザ等予防接種代 等 ・食料品 菓子、栄養補助食品、飲み物類 等 ・売店での購入費用 ・理美容代 ・被服費 普段着、パジャマ、肌着 等 ・日常生活用品 ボックスティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉 等 ・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等 <p>各申請代行時における駐車料金。入院時における病状確認時等の駐車料金。</p>	実費
③入居者生活資金管理サービス	ご契約者の生活資金を管理し、その中から日常生活上必要となるもの(医療費、理美容代、生活用品、嗜好品等)の購入や支払いを代行します。	2,050円/月
④電気料金	居室に持ち込む電化製品の電気使用料 ※充電器で使用するもの(スマートフォン、タブレット、電気シェーバー等)は除きます。	1台550円/月
⑤入院時の居住費	ご契約者が入院後7日目より(6日間は入院外泊時費用が認められている為)居住費を別途負担していただきます。	1段階960円/日 2段階1,160円/日 3段階1,460円/日 4段階2,100円/日
⑥通帳等管理サービス	身元保証人が不在等の理由により、預金通帳等の管理サービスがご利用いただけます。	月額1,100円(税込) 但し、管理する口座が複数ある場合は1口座につき1,100円を加算
⑦原状回復に係る費用	施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。	実費